

## 第2次安芸市子ども読書活動推進計画

本を楽しむあきっ子の育成

～読書を通じて豊かな心を育む～

安芸市教育委員会

令和4年3月

## 目 次

第1章 第1次計画における子どもの読書活動の成果と課題	-----	2
1. 家庭・地域における成果と課題	-----	3
2. 保育所（園）における成果と課題	-----	10
3. 学校における成果と課題	-----	12
4. 図書館における成果と課題	-----	17
第2章 第2次計画の基本的な考え方	-----	20
1. 計画の策定趣旨		
2. 基本目標		
3. 計画期間		
第3章 第2次子ども読書活動推進のための取組	-----	21
1. 家庭・地域における取組		
2. 保育所（園）における取組	-----	22
3. 学校における取組	-----	23
4. 市民図書館における取組	-----	25
※参考資料	-----	26
・第2次安芸市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	---	27
・第2次安芸市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	---	28
・子どもの読書活動の推進に関する法律	-----	30

## 第1章 第1次計画における子どもの読書活動の成果と課題

第1次安芸市子ども読書活動推進計画では、子どもたちの自主的な読書を尊重し、子どもが、家庭・地域・学校のそれぞれの場において本と出会い、親しむことのできる環境づくりを目指し、家庭・地域・学校が一体となって子どもの読書環境を推進していくことを基本目標と定め、取組を進めてきました。

第2次計画の策定にあたり、市内の保育所（園）の保護者及び小中学生、小中学校、保育所（園）、学童保育所に対して、アンケート調査を実施し、それぞれの分野においてこれまでの取組の成果及び課題を分析しました。

### ○アンケート調査

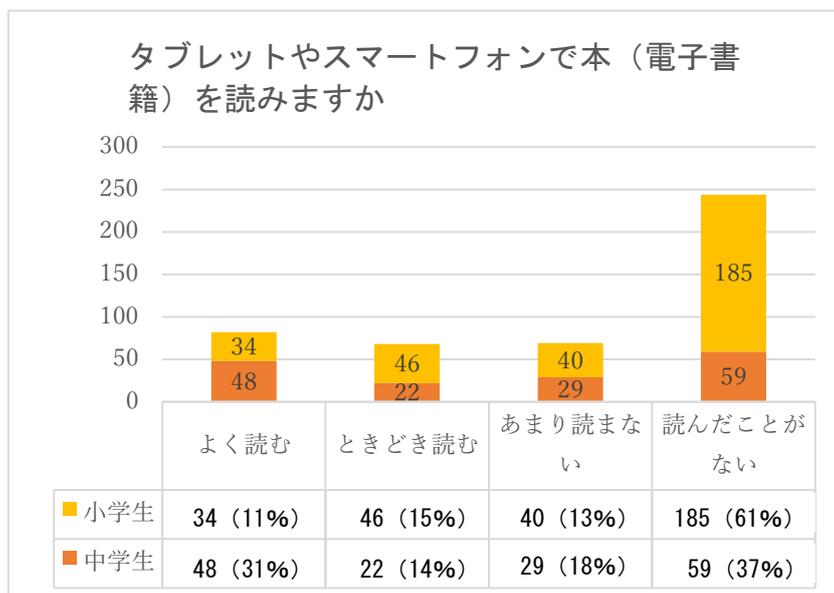
調査期間：令和3年12月

対 象：市内保育所(園)8所の保護者 399人（回収率68%）  
 市内小学校8校の2、4、6年生 329人（回収率96%）  
 市内中学校2校の1、3年生 188人（回収率86%）  
 総 計 916人 回収率 82%

小中学校 10校（8小学校、2中学校）  
 保育所(園) 8所(園)  
 学童保育所 5団体

今回のアンケートでは、「本は、タブレットやスマートフォンで読める本（電子書籍）を含みます。ただし、教科書は含みません。」と定義しています。

小学生の80人（26%）、中学生の70人（45%）が電子書籍を読んでいます。



## 1. 家庭・地域における成果と課題

### 【具体的な取組】

#### ○ブックスタートを実施

乳児健診（9, 10 カ月）時に、赤ちゃんへ読み聞かせを行い、絵本の入ったブックスタートパックと「絵本おはなし宝箱」（高知県教育委員会発行の絵本パンフレット）のプレゼントを実施（H29 年 4 月～R4 年 2 月配付実績 374 組）

#### ○保育所（園）での保護者への声掛け・絵本の紹介

#### ○学童保育所での絵本コーナー、本の充実

#### ○放課後子ども教室での読み聞かせの実施【1 教室】

### 【現状と成果】

読書が好きな子どもの割合は、保育園児 98%（前回（平成 29 年）96%）、小学生 76%（同 81%）、中学生 80%（同 69%）で、読書の好きな子どもの割合が、前回と比較して、保育園児はほぼ全員が「絵本が好き」で、小学生が 5 ポイント低くなり、中学生が 11 ポイント高くなっています。全体からみて安芸市の子どもたちは読書に興味を持ち、親しんでいると言えます。【表 1、グラフ 1、2】

「本を読んでももらえない保育園児、読書をしない児童生徒」の割合は、保育園児 10%（前回（平成 29 年）11%）、小学生 9%（同 7%）、中学生 13%（同 14%）で前回とほぼ同じ割合となっています。【表 2、グラフ 3、4】

保育園児の保護者が本を読んでもあげない理由としては、「家事や仕事で忙しく読んであげる時間がない」が多く、次いで「子どもがテレビやゲーム、外遊びが好き」が続きます。年齢別にみると、年齢が上がるほど本を読んでもあげない割合が高くなる傾向がみられます。【グラフ 4、5】

「ほとんど本を読まない児童生徒」の本を読まない理由については、幼児と同じく「テレビやゲーム、外遊びの方が好き」という理由が最も多くなっています。

#### 【グラフ 6】

「本をよく読む児童生徒」が本をよく読むようになったきっかけは、「学校での読書時間」や「図書室の利用」が多いですが、次いで、「家で本を読んでもらった」「家に本がたくさんあった」と幼少期の家庭での読書習慣や読書環境が整っている児童生徒は読書習慣が身に付いていることが分かります。【グラフ 7】

「本を読むことについてどう思うか」との質問で、ほとんど読まない児童生徒でも、本を読むことは楽しいと感じたり、役に立つと思っています。読むきっかけがあれば、本の良さに気づき、継続した読書につながる可能性があります。【グラフ 8】

ブックスタート事業は、アンケートからも絵本に興味をもたせるよいきっかけになり読書に結びついています。【グラフ9】

学童保育所での取組では、絵本コーナーの設置、蔵書数が少ない学童では市民図書館の団体貸出を利用し、読み聞かせなど本に触れあう機会を積極的に設け取り組んでいます。

読み聞かせのボランティアは、団体としては、童っ子や川北読み聞かせ隊が活動していますが、小学校や保育所などの地域の方の読み聞かせは、個人で依頼しているケースが多く、学校支援地域本部※の参加者が担当するなど、それぞれの地域の方の協力によって読み聞かせ活動が行われています。

※ 学校支援地域本部…地域ぐるみで子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を行う。

#### 【課題】

- ・読書に興味関心のない保護者への普及をどのように図るか、市民図書館と保育所（園）の連携による啓発活動が必要
- ・読書の楽しさや重要性の理解を一層促進させるため、保育所（園）から保護者へのお便りの配布や積極的な声掛けが大事
- ・小学校低学年は読み聞かせを望んでおり、家庭でも親子で読む読書習慣を身に付けるための取組が必要
- ・学童保育所や放課後子ども教室なども身近に本がある環境にするため、図書館から積極的な情報の提供など読書活動の推進が必要

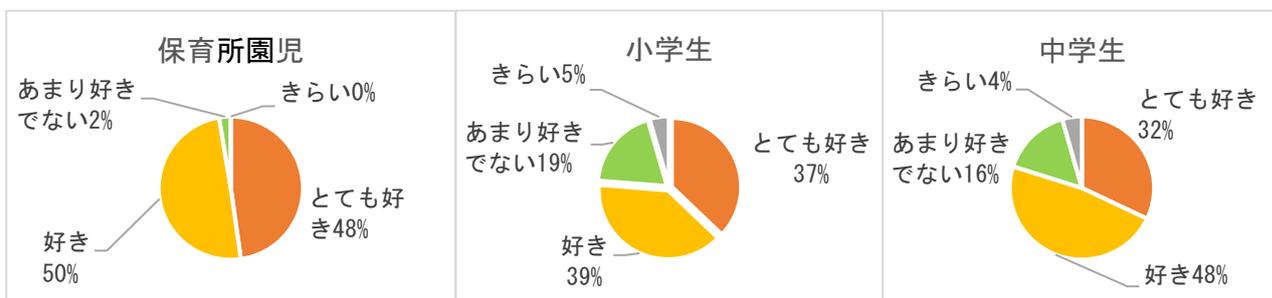
#### 【アンケート結果】

〔表1〕 絵本や本が好きな割合

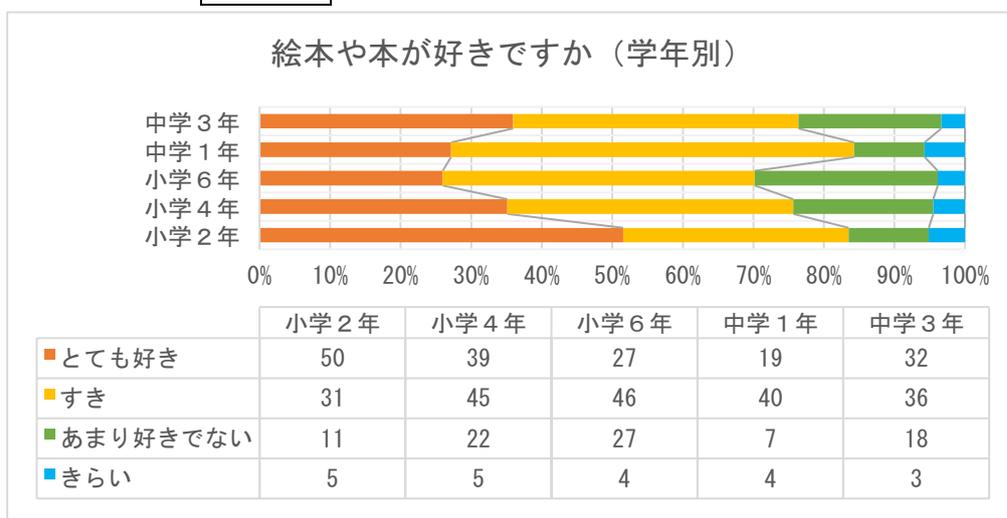
	平成29年	令和3年	増減
保育園児	96%	98%	2ポイント増
小学生	81%	76%	5ポイント減
中学生	69%	80%	11ポイント増

〔グラフ1〕 保育所園児保護者・小中学生

絵本や本が好きですか？



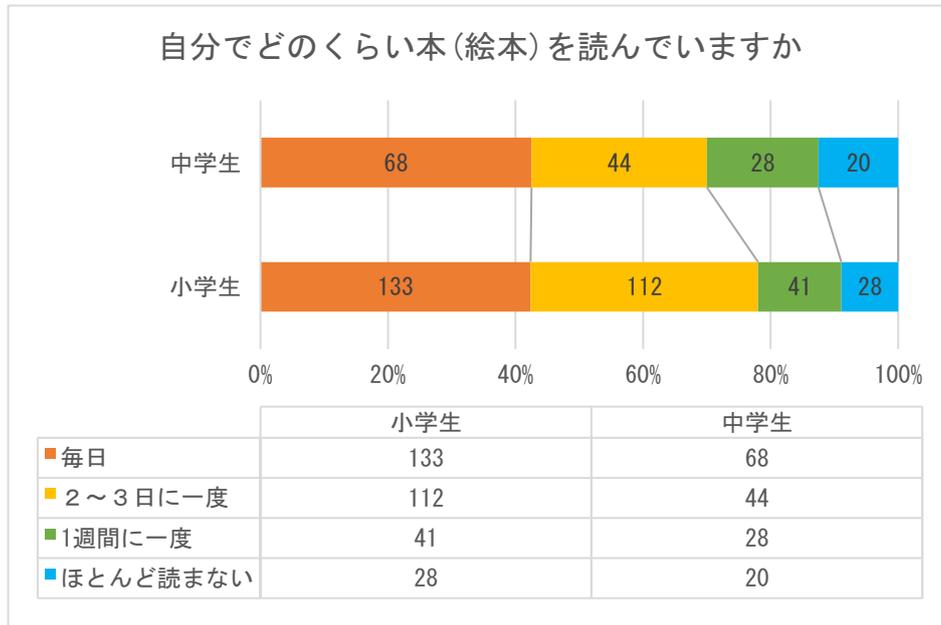
〔グラフ2〕 小中学生



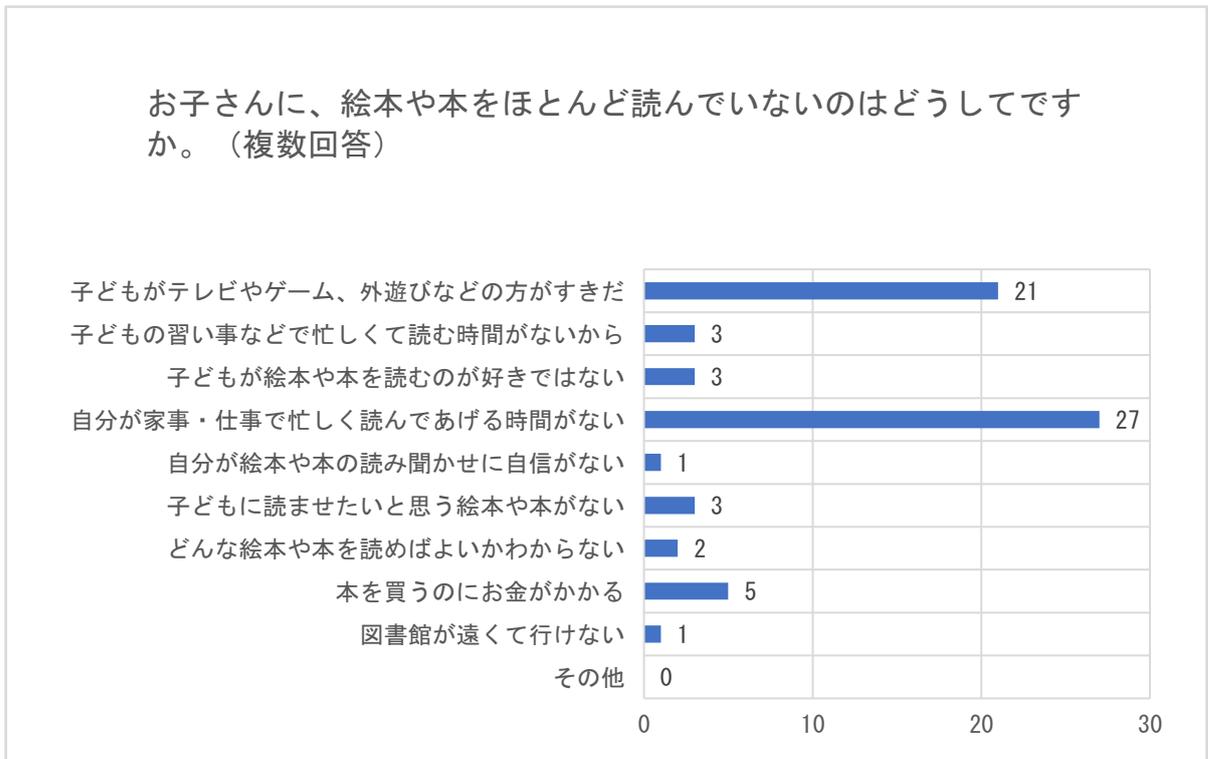
〔表2〕 本を読んでもらえない保育園児、読書をしない児童生徒の割合

	平成29年	令和3年	増減
保育園児	11%	10%	1ポイント減
小学生	7%	9%	2ポイント増
中学生	14%	13%	1ポイント減

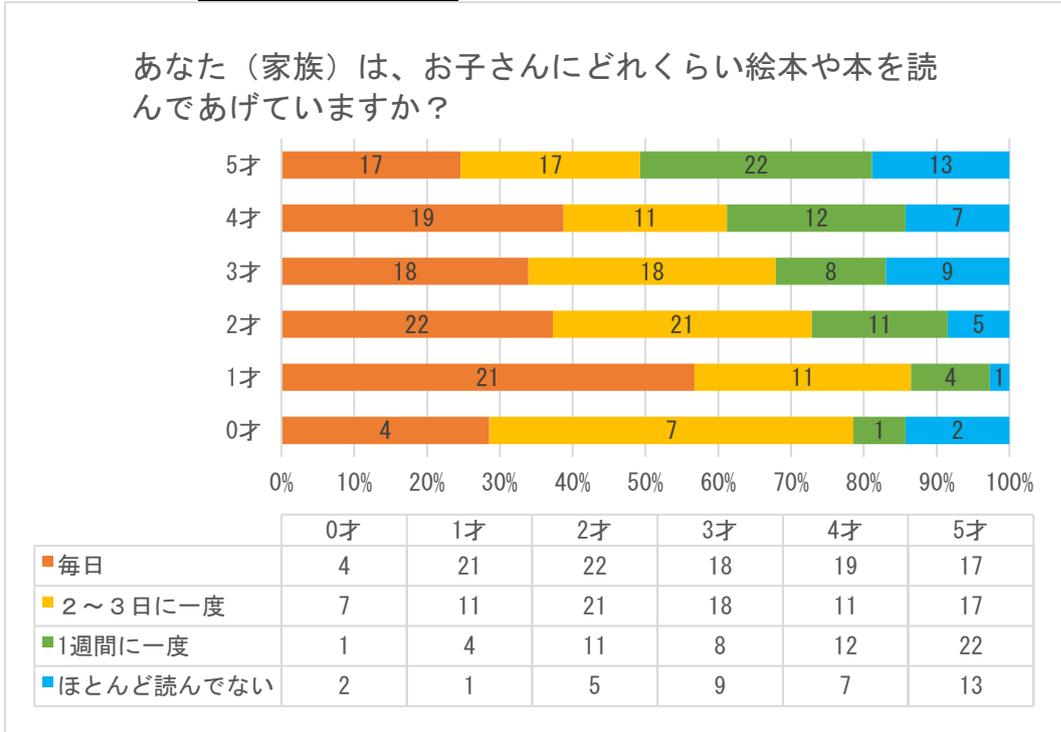
〔グラフ3〕 小中学生



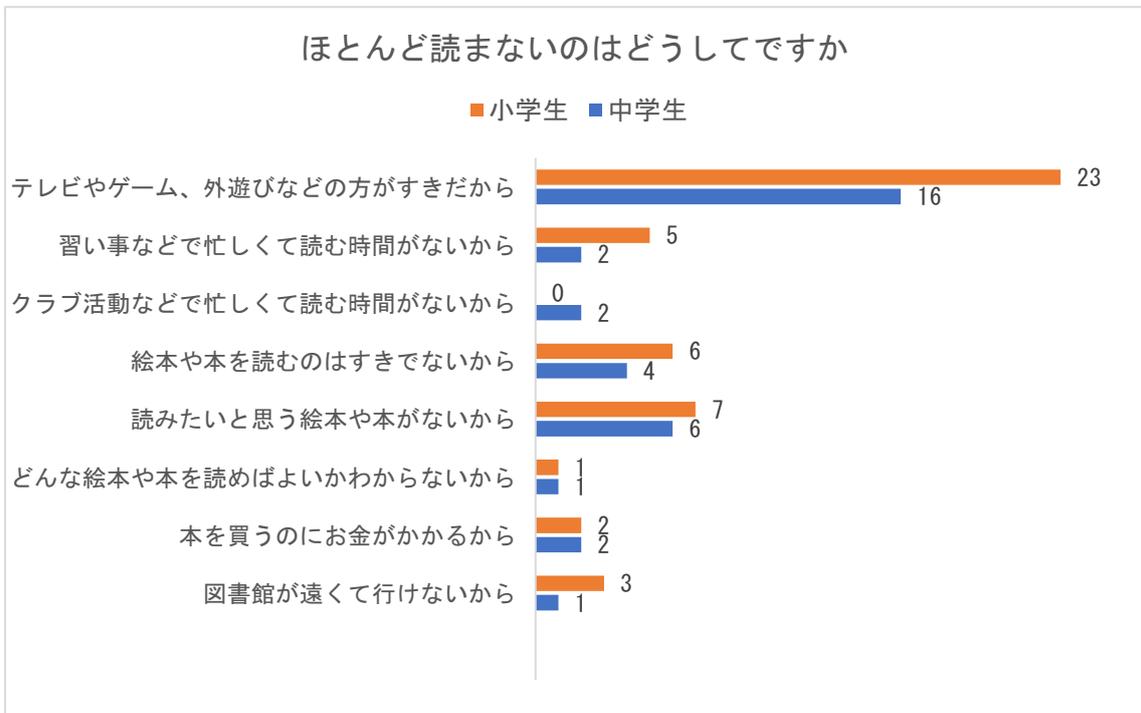
〔グラフ4〕 保育所園児保護者



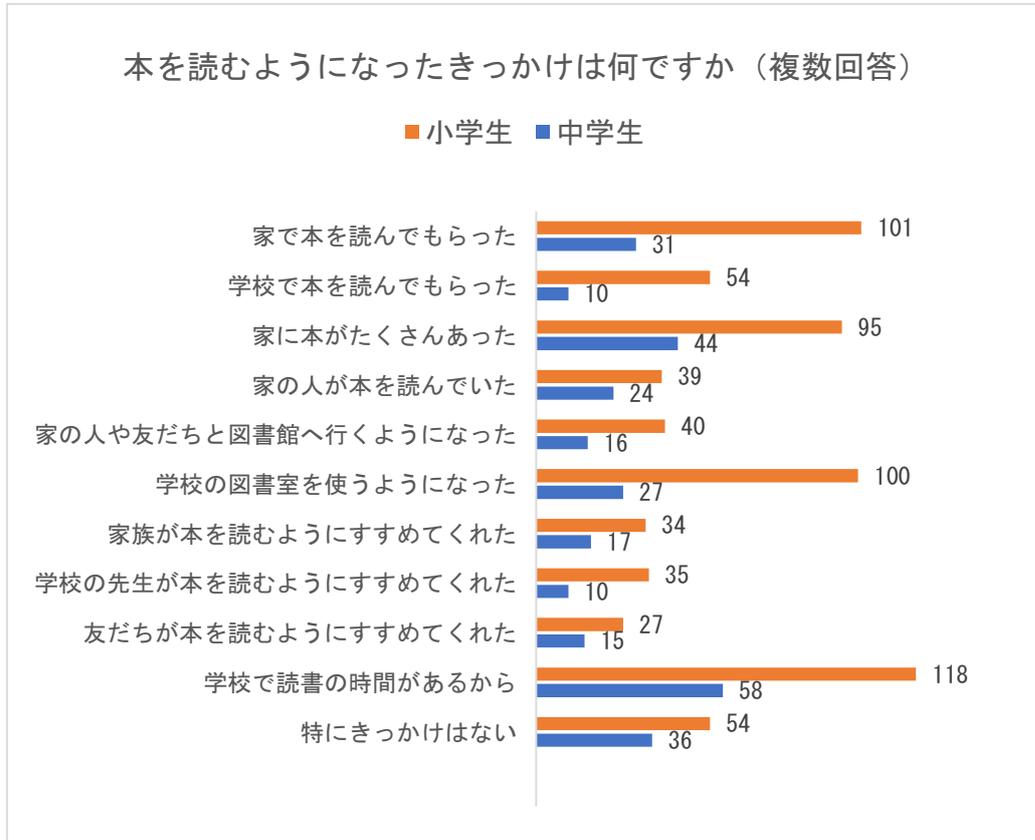
〔グラフ5〕 保育所園児保護者



〔グラフ6〕 小中学生

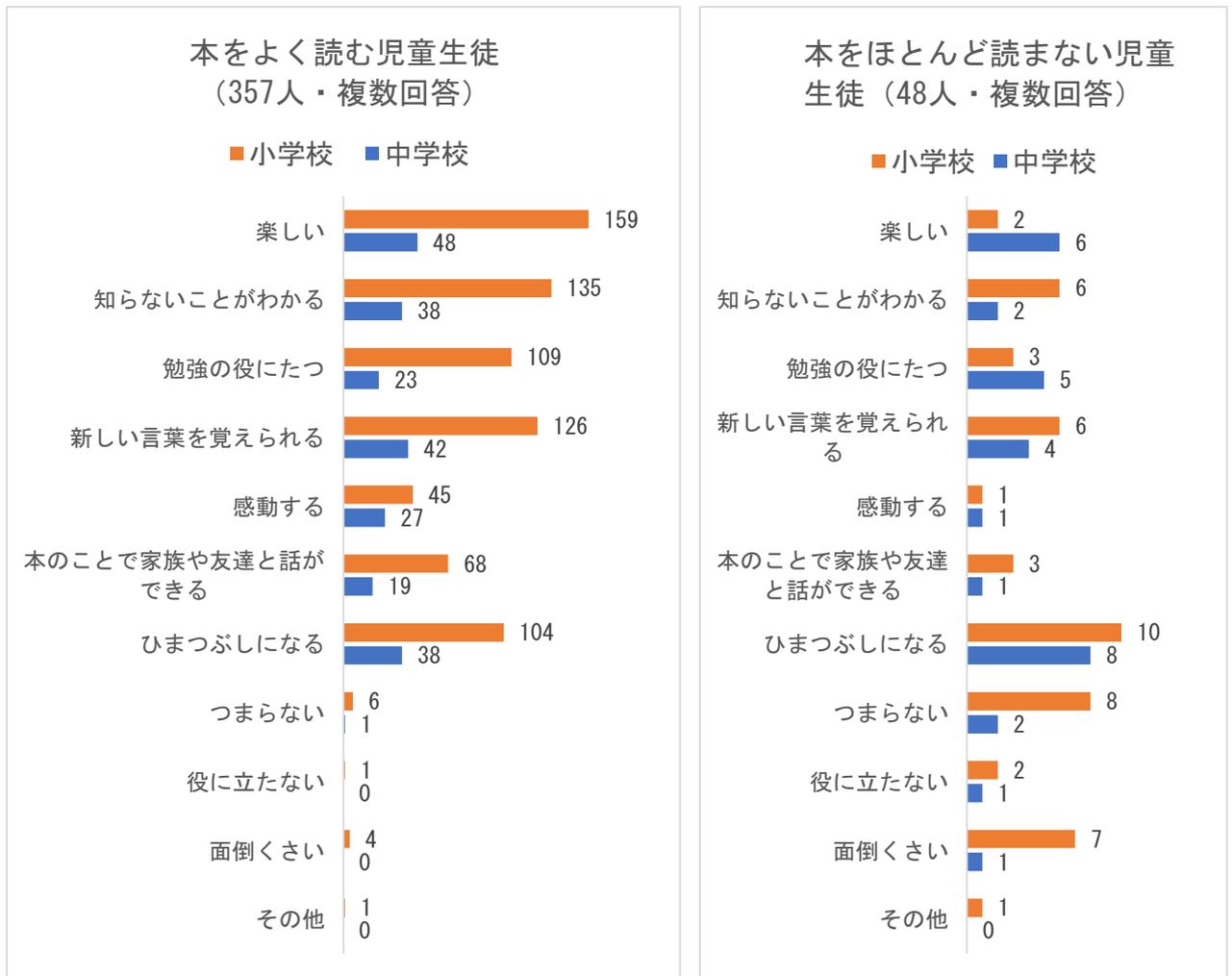


〔グラフ7〕 小中学生

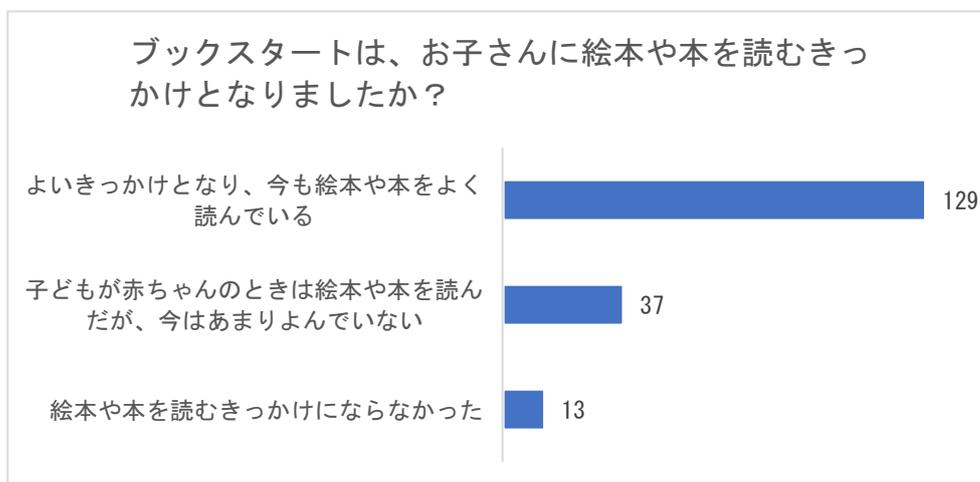


〔グラフ8〕 小中学生

本や絵本を読むことについて、どう思いますか。



〔グラフ9〕 保育所園児保護者



## 2. 保育所（園）における成果と課題

### 【具体的な取組】 対象 8 保育所（園）

【 】は、取組を実施した保育所（園）の数

- 保育士による読み聞かせの実施【全所（園）】
- 地域のボランティアによる読み聞かせの実施【3所（園）】
- 絵本コーナーの工夫
  - ・興味・発達に応じた様々な本を用意している【7所（園）】
  - ・定期的に本の入替を実施【2所（園）】
  - ・表紙が見やすい面差しの棚に置いている【4所（園）】
  - ・棚には選びやすいように少なめに展示している【3所（園）】
  - ・季節の行事や子どもの活動に関する絵本を展示し、保護者にも情報発信している【4所（園）】
- 絵本や本の貸出しを行える環境づくり
  - ・週末など日を限定して貸し出している【2所（園）】
  - ・貸し出していない【5所（園）】
- 市民図書館の団体貸出の利用
  - ・よく利用している【1所（園）】
  - ・ほとんど利用していない・利用したことがない【6所（園）】
- 保護者への市民図書館利用の声かけは、機会がある時にしている【6所（園）】
- 保護者への子どもの読書に関する働きかけ（声かけやお便りに掲載など）の実施【全所（園）】
- 職員研修への参加【7所（園）】

### 【現状と成果】

保護者の多くが望んでいる保育士やボランティアの読み聞かせの取組は、全保育所（園）が午睡の前、降所時間前後に5分から15分程度の読み聞かせを保育士が毎日行っており、活動の導入や自由遊びの中でも積極的に行っています。地域のボランティアによる読み聞かせも定期的に行っている保育所もあります。

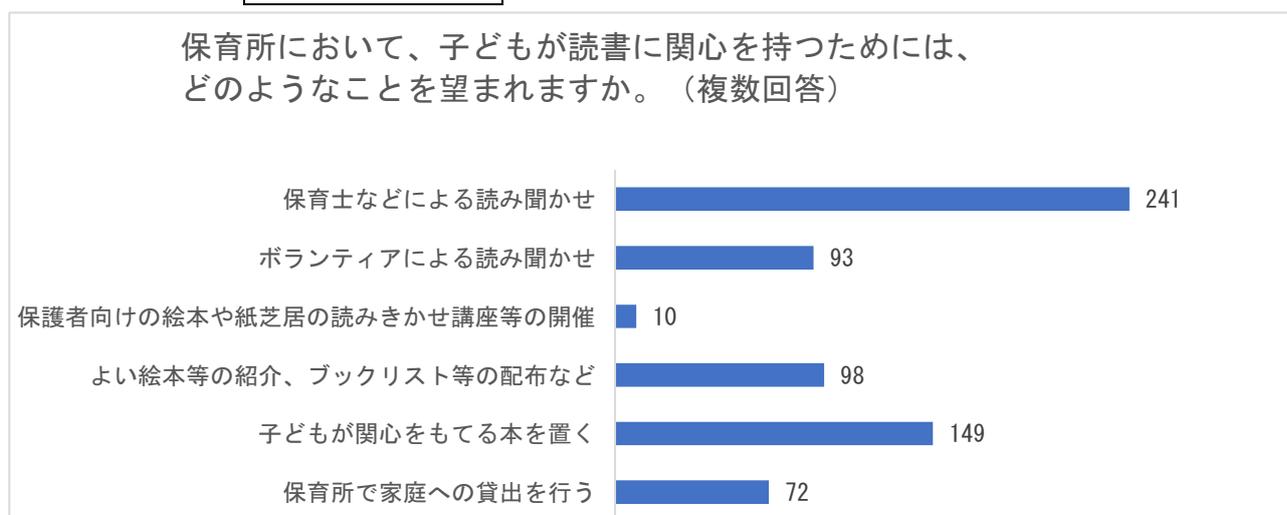
### 〔グラフ10〕

全ての保育所（園）に絵本コーナーが設置され、蔵書数も300～1000冊と多く興味・発達に応じた様々な本を用意し、展示方法も工夫され、保護者への情報発信の取組もされています。

絵本や本の貸出しを行える環境づくりについては、本の管理面の難しさもあると思われますが、小規模保育で週末に限定して貸出しを行っている程度に留まっています。

図書館の活用について、絵本の購入費も少なく、保育士所有の本を活用しているとの意見がある中、市民図書館の団体貸出の利用はほとんどされていません。団体貸出を周知し、活用することにより新しい絵本との出会いもあり、図書館と連携し、保護者への声かけやアプローチを積極的に進めていくことが必要です。

〔グラフ 10〕 保育所園児保護者



【課題】

- ・保護者の読書に対する関心意欲を高めるため、読書の大切さを伝えるなど情報発信が必要
- ・保育所（園）では、読み聞かせや本に触れる機会が多くありますが、家庭でも絵本を通して子どもと向き合う時間を確保するよう保護者に働きかけが必要
- ・市民図書館と連携した読書活動の取組の推進

### 3. 学校における成果と課題

【具体的な取組】 対象 小学校8校、中学校2校

【 】は、取組を実施した小中学校の数

- 学校図書館支援員の配置【1中学校】
- 学校図書館資料の本の入替えは、本の購入時や長期休暇中に実施【全校】
- 本の選書は、児童生徒及び教師の希望を聞いて選書している【全校】
- 魅力ある居心地のいい図書室づくり
  - ・ 掲示物や展示物の工夫【7小学校・1中学校】
  - ・ 本を探しやすくする配架やサインの工夫【6小学校・2中学校】
  - ・ 閲覧机や書架のレイアウトの変更【3小学校】
  - ・ 魅力ある図書室づくりのための読み聞かせ【3小学校】
  - ・ 読書期間中など達成者にカードやしおりのプレゼント【5小学校】
- 読み聞かせの実施【6小学校】
- 「朝の読書」、「昼の読書」など全校一斉の読書活動の実施【全校】
- 「学級文庫」の設置【7小学校・2中学校】※1校については、小規模校で廊下や特別教室など自由に借りられるような工夫をしている。
- 読書感想文の取組【全校】
- 市民図書館の見学や職場体験の実施【2小学校・1中学校】
- 市民図書館の団体貸出を利用している【1小学校】
- 生活リズムチェックカード（高知県が配布を予定。読書習慣をチェックする機能を付加）の活用【6小学校】
- 「きっとある キミの心にひびく本」（高知県が配布する予定の推薦図書リスト）を活用【全校】
- 地域のボランティアによる読み聞かせ等の活動の充実【6小学校】
- 学校支援地域本部等と一緒に読書活動推進を実施【6小学校】
- その他に取り組んでいる読書活動
  - ・ 多読賞の表彰や目標達成者を全校集会で賞賛
  - ・ ポップづくり
  - ・ 学校だより、学級だより、図書館だよりの発行
  - ・ 図書委員会によるおすすめの本の紹介
  - ・ 読書感想画
  - ・ 図書クイズ
  - ・ 親子読書、ペア読書（上級生が下級生に読み聞かせをする。）
  - ・ 読書郵便

## 【現状と成果】

学校図書館支援員は、平成 24 年度から学校図書館支援員を 1 名配置していますが、学級担任と図書担当を兼ねている学校からは、図書専門員の配置希望があります。

学校図書館資料の充実として本の選書には、全ての学校で児童生徒、教員の希望を聞いて行っており、児童生徒の希望が反映された選書になっていると言えます。【グラフ 11】

学級文庫もほとんどの学級に設置されています。本の収集は、教師児童生徒の持ち寄りや図書室の廃棄本の活用が多いですが、半数の学校が県立図書館の巡回図書（自動車文庫）を利用しています。

小学生は、絵本、小説や物語、図鑑、マンガと幅広く読んでおり、中学生は、小説や物語、マンガを読んでいます。【グラフ 12】

それぞれの学校で、掲示物、配架やサインの工夫、読書目標達成者へのカードやしおりのプレゼントや多読賞などの表彰など図書の整理や魅力ある居心地のよい図書室づくりに積極的に取り組んでいます。

学校では、さまざまな取組をしており、学校の図書館で 1 ヶ月に借りる冊数は、小学生が、「3 冊以上借りる」割合が 82%（前回 87%）で学校の取組の成果が表れていますが、中学生は、「ほとんど借りない」と回答した生徒が 57%（前回 56%）で、図書室離れは改善されていません。ただし、中学生の本が好きであるポイントは高くなっており、手に入れる手段としては、購入が一番多くなっているため、読書離れには繋がっていません。【グラフ 13、14】

市民図書館の活用では、社会見学や職場体験での利用、調べ学習等で必要な資料が学校にないとき、教材研究に活用されていますが、学校数の半数以下の利用に留まっています。また、団体貸出も、ほとんど活用されていません。

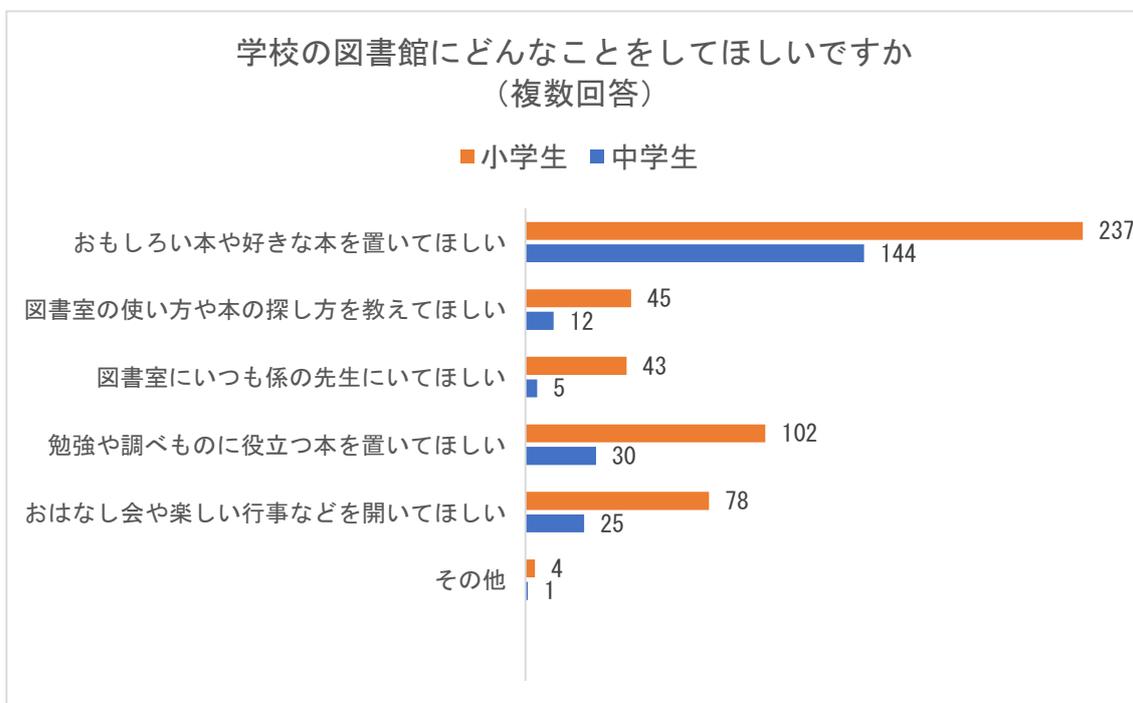
中学校においては、統合に伴い令和 4 年度から検索システムを導入する予定になっており、市民図書館と連携した効率的な取組をする必要があります。

## 【課題】

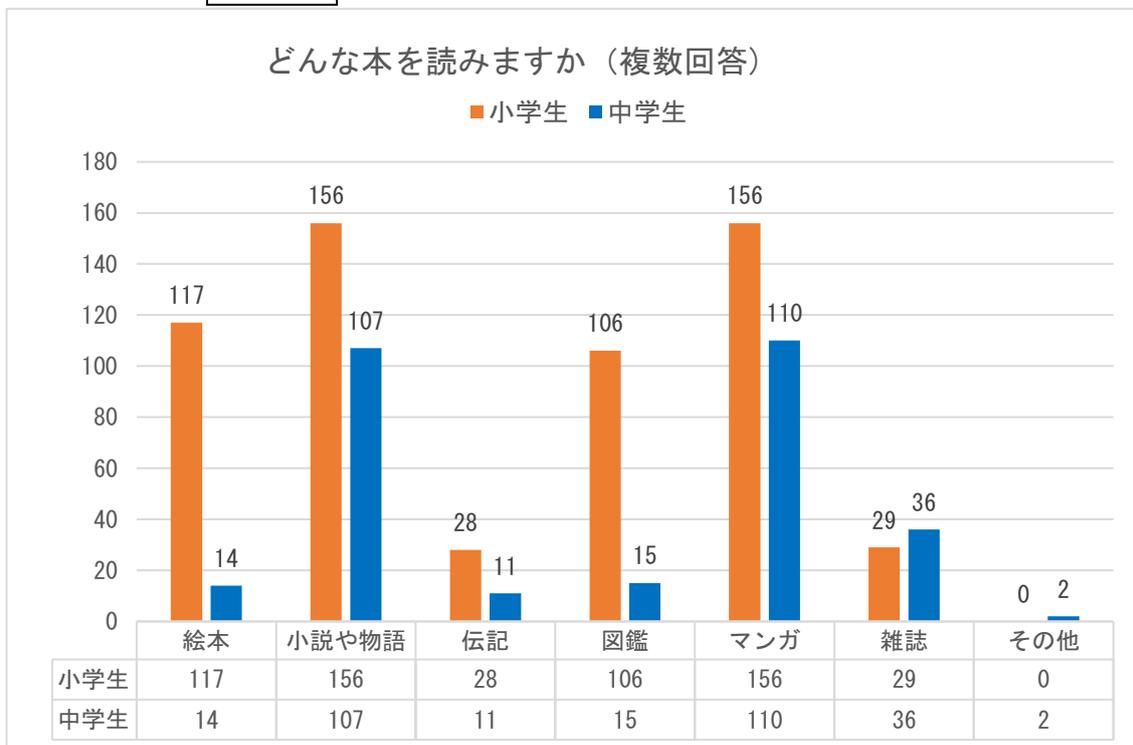
- ・ 読書活動の向上を図るため、学校図書館に携わる教員の人員不足解消
- ・ 共有、共感しあえる読書活動の充実を図り、図書室に来てもらう工夫
- ・ 読書の大切さを認識しながらも学年が上がるにつれ読書の時間を確保しにくくなるため、全校一斉読書活動などの読書の機会を提供するための取組が引き続き必要
- ・ 市民図書館と連携した読書活動の取組が必要
- ・ 学校支援地域本部の地域学校協働活動に読書活動を積極的に取り入れてもらう取組が必要

【アンケート結果】

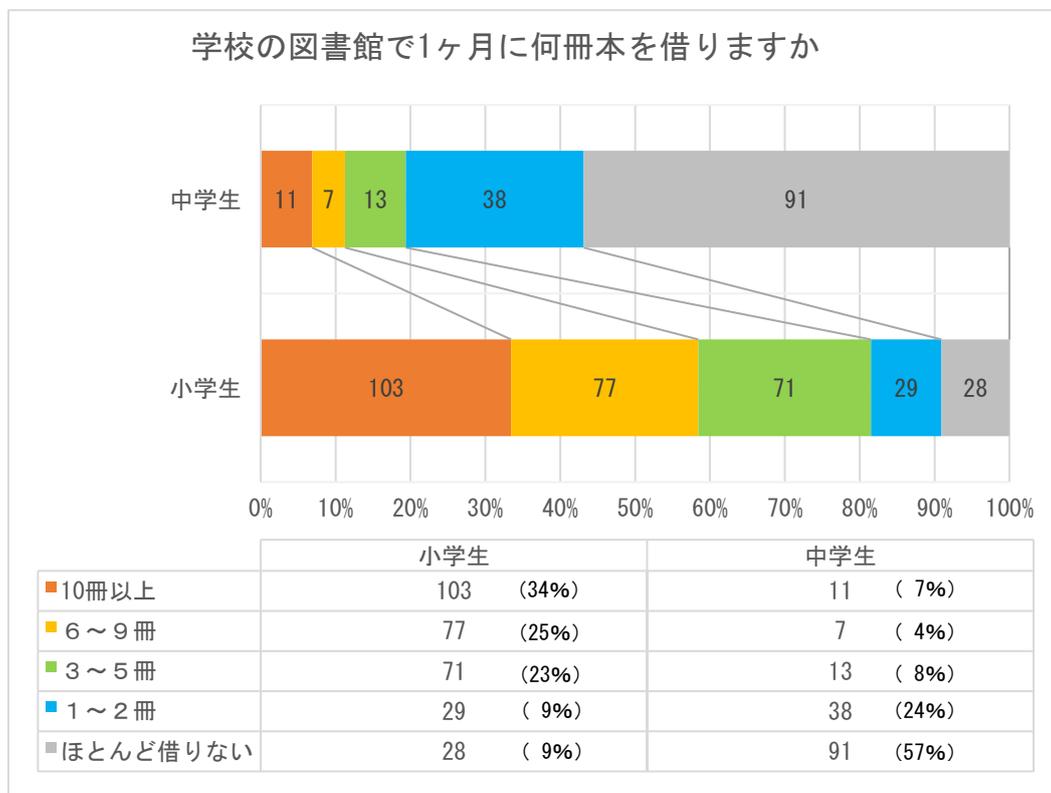
〔グラフ 11〕 小中学生



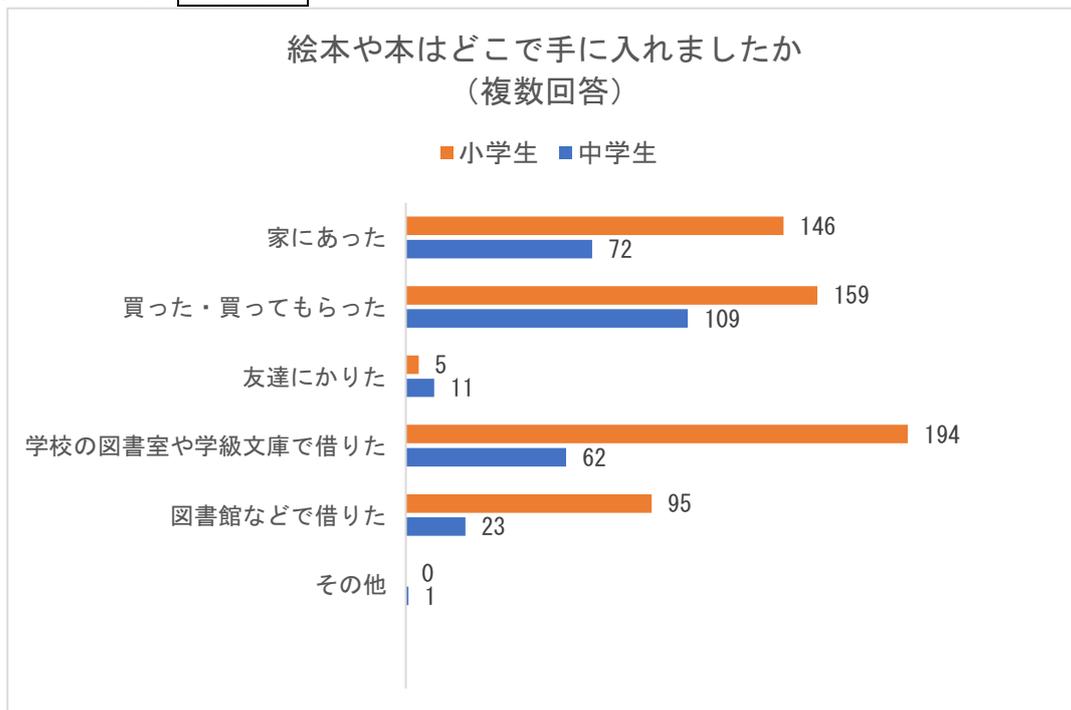
〔グラフ 12〕 小中学生



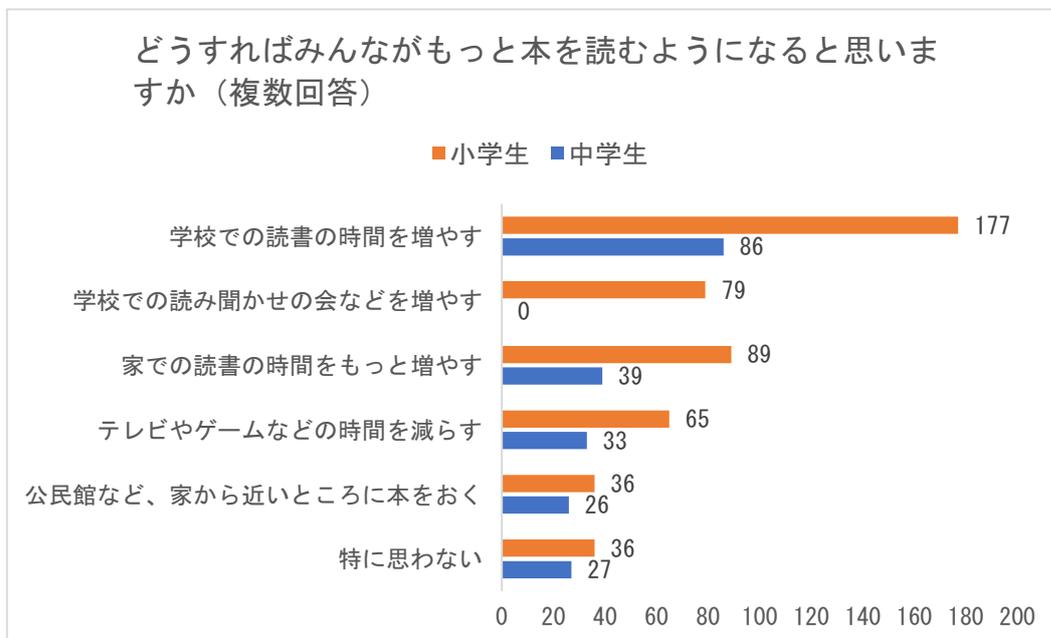
〔グラフ 13〕 小中学生



〔グラフ 14〕 小中学生



〔グラフ 15〕 小中学生



#### 4. 図書館における成果と課題

##### 【図書館の具体的な取組】

- 広報での新刊等のお知らせ 年12回
- ホームページへの掲載
- 小中学校、保育所(園)へ図書館だよりの配布(3ヶ月毎)
- 小中学生に夏休み前に図書館だよりの配布
- 夏休みなど子ども向けスタンプラリーやこわーいお話会などのイベント実施
- 「童っ子」お話会(幼児・小学生対象) 年10~12回
- 出張読み聞かせや絵本の紹介の実施  
安芸市地域子育て支援センター、小学校や学童保育所
- リサイクル図書の配布 年1回
- 中学生の職場体験受入れ
- 公共図書館間の資料相互貸借
- 子ども読書の日や子ども読書週間に本の展示を実施

##### 【現状と成果】

市民図書館は、施設面で、昭和49年建設で老朽化が進み、エレベーターも未設置など利用者に不便をかけています。児童室もありますが、子どもが騒がないように気にするあまり利用を控えることもあり、気軽に親子で楽しめるスペースを増やしてほしいという要望が多数ありました。【グラフ16】

小学生及び中学生の市民図書館の認知度、小中学生及び保育所園児保護者の市民図書館利用状況は、1次計画時より全て下回っており、さらなる周知や広報の取組が必要です。【表3、4】

イベントは、子どもたちも楽しみにしており継続的な取組が望まれています。

##### 【グラフ16、17】

読書ボランティアの協力により「童っ子」のお話会を長年継続して定期的で開催していますが、令和2年に新型コロナウイルス感染症防止のため中止したり、対策を工夫しながら取り組んでいますが、少子化も相まって参加者は減少しています。

市民図書館の本は、インターネット検索や予約ができますが、利用しているのは1~2%とかなり低い状況です。利用してみたいと回答した保育所保護者は52%を占めており周知が行きわたっていないことが要因です。【グラフ18】

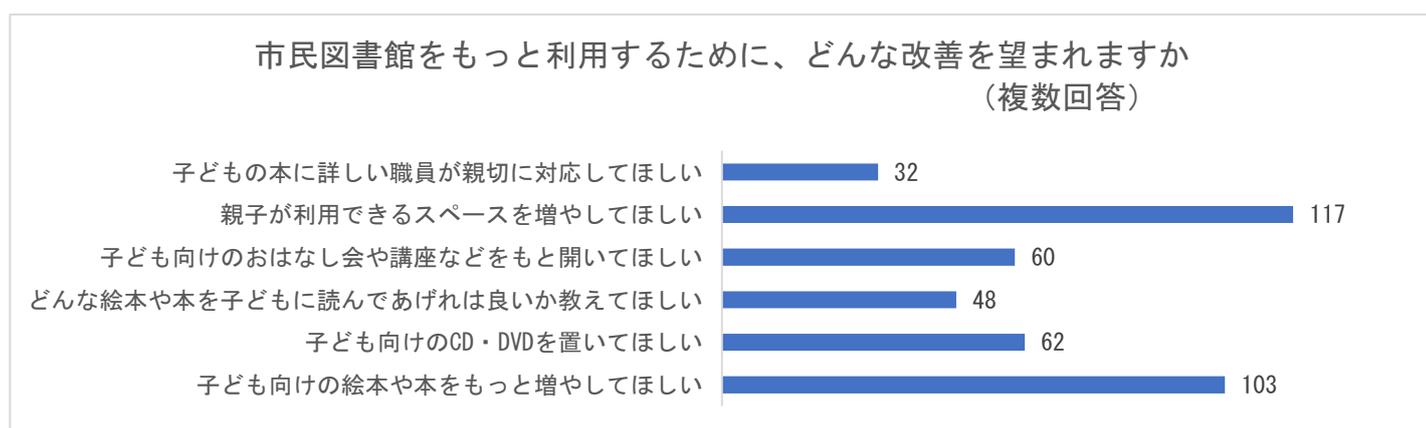
市民図書館職員と学校図書館支援員との連携(情報共有、意見交換)がとれていないため、中学校の図書館システム導入を機会に連携した取組が必要です。

### 【課題】

- ・ 児童室の絵本コーナーや環境の充実
- ・ 図書館の利用の仕方等の周知
- ・ 読書の重要性について保護者や子どもに関わる人たちにさらに関心をもってもらうため、保育所(園)、小中学校との連携により、読書の良さをアピールすることが必要
- ・ 図書館だよりなどで、図書館の案内や蔵書本の紹介
- ・ 読み聞かせや講演などイベントの充実

### 【アンケート結果】

#### 〔グラフ 16〕 保育所園児保護者



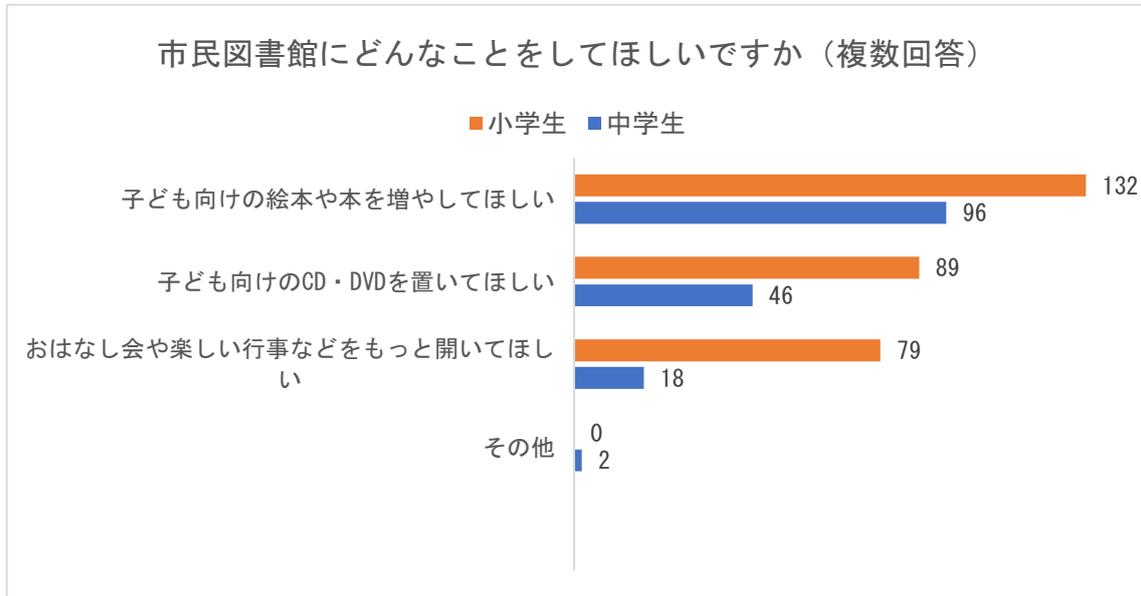
#### 〔表 3〕 市民図書館 認知度向上

	平成 29 年	令和 3 年 (目標)	増減
小学生	84%	80% (90%)	4 ポイント減
中学生	96%	84% (100%)	12 ポイント減

#### 〔表 4〕 市民図書館 利用状況

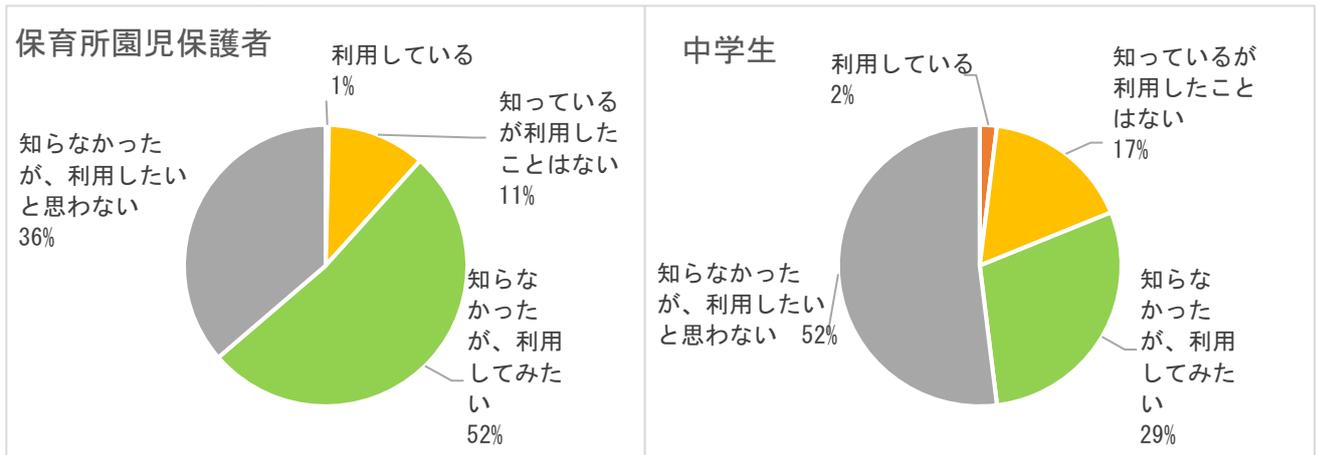
	平成 29 年	令和 3 年 (目標)	増減
保育園児の保護者	32%	26% (40%)	6 ポイント減
小学生	54%	39% (60%)	15 ポイント減
中学生	34%	29% (40%)	5 ポイント減

〔グラフ 17〕 小中学生



〔グラフ 18〕 保育所園児保護者・中学生

安芸市民図書館の本はインターネットで予約できます。当てはまるものを1つ選んでください。



## 第2章 第2次計画の基本的な考え方

### 1 計画の策定趣旨

本市では、子ども読書活動を推進するために、平成29年3月に「安芸市子ども読書活動推進計画」（平成29年度～令和3年度）を策定し、家庭・地域・学校が一体となり、それぞれの場において本と出会い親しむことができる環境づくりを目指して取り組んできました。

今年度をもって、同計画の期間が終了することから、新たに「第2次安芸市子ども読書活動推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、第1次計画における取組を受け継ぎ、子どもたちが、本と出会い、本に親しみ、生涯にわたり自主的な読書活動の継続を目指し、本市の子どもの読書活動に関する施策の方向性や具体的な取組を示したものです。

### 2 基本目標

#### ①家庭・地域・学校等における読書活動の推進

子どもの読書活動が一層活発になるために、家庭・地域・保育所(園)・学校・図書館などが相互に連携し、読書の重要性について子どもを取り巻く関係者の理解と関心を高めるよう、読書活動の普及啓発を推進し、子どもの読書活動の習慣化を図ります。

#### ②市民図書館などの読書環境の整備・充実

子どもが自主的に読書活動ができるようになるために、発達段階に応じて、興味を持つ本に出会えるような環境の整備、充実を進めます。

### 3 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 第3章 第2次子ども読書活動推進のための取組

#### 1 家庭・地域における取組

子どもの生活の中心となるのは家庭です。乳幼児期から本に親しみ、読書の楽しさを体験していくことは、子どもたちが読書習慣を身に付けるうえで、とても重要です。自分で本を読めない乳幼児期の「家庭での読み聞かせ」は、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあう大事な時間でもあり、保護者との関わりが子どもの読書活動に大きく影響を与えることから、保護者の役割がとても重要になります。

また、学童保育所や公民館など地域にある施設の図書コーナーも本と出会う場所であり、読書活動の場となります。子どもが家庭だけでなく地域の人とのふれあいの中で読書の機会を持つことはとても重要です。

さまざまな場所で、本に出会うきっかけづくりを推進していきます。

#### 【具体的な目標】

〔表1〕 絵本や本が好きな割合

	令和3年	令和8年目標
保育園児	98%	99%
小学生	76%	80%
中学生	80%	85%

〔表2〕 本を読んでもらえない保育園児、読書をしない児童生徒の割合

	令和3年	令和8年目標
保育園児	10%	8%
小学生	9%	7%
中学生	13%	10%

#### 【具体的な取組（例）】

- ・ブックスタート事業の継続
- ・「絵本おはなし宝箱」（高知県教育委員会発行の絵本パンフレット）の活用
- ・図書館や保育所（園）から本の紹介、読書や読み聞かせの重要性などの情報提供の実施（広報やホームページ、声掛け、お便りなど）

- ・学童保育所での絵本コーナー、本の充実
- ・公民館での絵本コーナー、本の充実
- ・放課後子ども教室での読み聞かせ等の推進
- ・読み聞かせ団体、ボランティアの育成
- ・「子ども読書の日」や「子ども読書週間」等を中心とした啓発活動の検討
- ・子育て応援連絡会※と連携し情報提供

※子育て応援連絡会…地域のボランティアや子育てサークル、行政等、子育て家庭を支援・応援する団体。子育て講演会や世代間交流、勉強会等を計画・実施している。

## 2 保育所(園)における取組

乳幼児期は、大人からの声掛けや、読み聞かせ等を通じて図書の豊かな言葉を聞いたりして、言葉を次第に獲得するとともに、人間形成の基礎が作られる大切な時期です。

保育所でも読書の楽しさを知ることができるよう絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うとともに、家庭での読み聞かせ等の大切さや意義を保護者に啓発、推進します。

### 【具体的な取組(例)】

- ・保育士による読み聞かせの実施
- ・地域のボランティアによる読み聞かせ活動の充実
- ・絵本コーナーの工夫
- ・絵本や本の貸出しを行える環境づくり
- ・保育士から保護者への読書活動の働きかけ(本の紹介、声掛けやお便り掲載など)
- ・保育士から保護者への図書館利用の声掛け
- ・市民図書館の団体貸出の活用
- ・職員研修の参加

### 3 学校における取組

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

読書習慣を身に着け、読書の幅を広げるため、それぞれの学校の特色を生かした読書指導や読書活動を推進していきます。

#### 【具体的な取組（例）】

- ・ 学校図書館支援員の配置
- ・ 学校図書館資料の充実（本の入替え、市民図書館の団体貸出の利用）
- ・ 魅力ある居心地のいい図書室づくり
- ・ 授業等での学校図書室の利用
- ・ 「学級文庫」の充実
- ・ 「朝の読書」、「昼の読書」などの全校一斉の読書活動の継続
- ・ 読書感想文の取組の継続
- ・ 生活リズムチェックカード（高知県が配布を予定 読書習慣をチェックする機能を付加）の活用
- ・ 「きっとある キミの心にひびく本」（高知県が配布する予定の推薦図書リスト）を活用
- ・ 市民図書館の見学・職場体験
- ・ 地域のボランティアによる読み聞かせ活動の充実
- ・ 学校支援地域本部等の仕組みを活用した読書活動の推進

#### 4 市民図書館における取組

図書館は、子どもや保護者にとって、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書について相談をしたり、読書の楽しみを知ることができる場所です。市民図書館をより知ってもらい利用してもらうとともに、地域、保育所(園)、学校と連携して、読書活動の啓発を行います。

##### 【具体的な目標】

###### 市民図書館 認知度向上

	令和3年	令和8年目標
小学生	80%	90%
中学生	84%	95%

###### 市民図書館 利用状況

	令和3年	令和8年目標
保育園児の保護者	26%	35%
小学生	39%	50%
中学生	29%	40%

##### 【具体的な取組(例)】

- ・ 広報でのお知らせ 年12回
- ・ ホームページへの掲載内容工夫(インターネット検索・予約などの周知)
- ・ 安芸市地域子育て支援センターとの連携(絵本の紹介、年6回の読み聞かせ)を継続
- ・ 学校図書室や保育所(園)と連携・協力体制を強化し読書活動の充実(情報提供、図書館だより配布など)
- ・ お話会「童っ子」の継続 年12回
- ・ 図書館主催のお話会の開催
- ・ 子ども司書養成講座の開催
- ・ リサイクル図書の配布 年1回
- ・ 夏休みなど子ども向けポイントカード発行

～参考資料～

- ・ 第2次安芸市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿
- ・ 第2次安芸市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律

第2次安芸市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等
1	安岡 雄三	青少年育成安芸市民会議 会長
2	吉岡 欣一郎	安芸市教育研究所 所長
3	濱窪 多美子	安芸市保幼小中連携教育推進協議会 会長 (安芸第一小学校長)
4	須賀 彩	安芸市学校図書支援員
5	川内 真紀	安芸おひさま保育所主任保育士
6	安養寺 仁	清水ヶ丘中学校 校長
7	徳廣 敏美	安芸市公民館連絡協議会 (黒鳥公民館長)
8	影山 祐子	市小中学校 PTA 連絡協議会 会長 (安芸中学校 PTA 会長)
9	清藤 亜紀	安芸市図書館業務受託運営協会
10	山崎 美佳	安芸市福祉事務所 所長

事務局

長野 信之 安芸市教育委員会生涯学習課長兼図書館長  
山本 和加子 安芸市教育委員会生涯学習課長補佐兼生涯学習係長

## 第2次安芸市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定等を検討するため、安芸市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 第2次安芸市子ども読書活動推進計画の策定
- (2) 子どもの読書活動の振興策の検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会設置の日から令和4年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 委員会は、必要に応じて識見を有する者の出席を求め、その意見を求めることができる。

### (事務局)

第7条 事務局は、安芸市教育委員会生涯学習課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、

委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。